

特記仕様書

- 1) 工 事 名 称 多世代交流施設機械設備工事
- 2) 工 事 場 所 名護市 大中 地内
- 3) 構 造 規 模 鉄筋コンクリート造、平屋(一部・PH階)
- 4) 延 床 面 積 1993.83㎡
- 5) 本 工 事 機械設備工事一式
- 6) 工 期 契約締結日(又は翌日)から令和8年3月13日まで
- 7) 工 事 区 分 イ)機械設備工事一切の工事、その他特記仕様書・設計図書に示す一切。
ロ)現場事務所、仮設電気工事、仮設給排水工事、建物周辺の整備。
- 8) 質 問 ・ 回 答 設計図書の内容に疑義のある場合の質問・回答は文章で行う。(FAX 可)
- 9) 提 出 先 名護市役所 建設部 建築住宅課 建築工事係 (担当:比嘉)
TEL 0980(53)1212 FAX 0980(54)2714
受付締切 令和7年6月24日(火)正午
回答日時 令和7年6月26日(木)
回答方法 FAXにより指名通知業者全者に回答(送信)
- 10) 工 程 会 議 週に1回以上とする。(週間工程表を作成し工程会議に望むこと)
- 11) 現 場 要 員 現場には次の要員を配置させる事。

a.現 場 代 理 人:工事契約約款による。
(共同企業体代表者より1名)

b. 監 理 技 術 者 又 は 主 任 技 術 者

共同企業体代表者から、建設業法に基づく監理技術者または主任技術者となり得る国家資格取得者(1級管工事施工管理技士、技術士、建築設備士)を配置し、下請契約の合計金額が5千万以上となる場合には監理技術者を配置する。

共同企業体構成員から主任技術者となり得る国家資格者(1・2級管工事施工管理技士、技術士、建築設備士)を1人配置する。

(配置技術者については、3カ月以上の直接雇用関係にあること。)

c. 専 門 技 術 者 : 設計図書を熟読でき施工図の作成と工事の管理指導ができる事。

d. 現場安全管理者 : 諸法規による事。

12) 安 全 対 策 (工事現場内及び関係地域共)

諸法規による他、現状に即した安全対策を十分に施す事。また、工事関係者及び第三者から指示がある場合は直ちに善処する事。工事用車輛の出入口には、誘導員を配置し、事故防止に努める。

13) 公 害 防 止 公害の発生防止に万全な対策をする事。
赤土等流出防止対策等を行うこと。

14) 公道及び地域施設の汚損防止

公道及び地域施設の汚損防止対策に万全を期し、不測の事態が発生した場合は直ちに善処する事。

15) 各種表示版現場 内外の随所に次のような表示板を設ける。

◆安全表示板 ◆交通表示板 ◆その他指示のあるもの

16) 工 事 用 看 板 合板製、白地、ゴシック体文字、関係工事者も表示する。

17) 官公署への手続き 本工事に必要な各官公署への各手続きは、事前調整を行い遅滞なく行う事。

18) 材 料 試 験 各種材料試験成績書は、速やかに工事監督員に提出する。

19) 検 査 検査を受ける場合は、事前に検査の内容を(区分、日時)を明確に申し出るものとし、検査は自主施工管理者(現場代理人、主任技術者)立会いの元にのみ行うものとする。

検査が合格した場合においても「瑕疵」責任は、依然として請負業者にある。

※事前に自主施工管理者の検査は、終えて置く事。

20) 工 事 写 真 a. 本工事専用のカメラを常備する。

b. 工事目的物が見えない又は見えにくい部分(地中埋設物及び配筋等)については、工事写真をその1つとして出来高を確認し、検査時の判断資料とするので、出来形管理を徹底し、わかりやすくアピールした写真管理とする。

c. 各工程写真は、カラーとし、工事着手前の現況写真及び完成写真もカラーとする。

d. 工事写真は、工事進捗状況報告書及び日報に添えて毎月監督員に提出する。

- 21) 適用 この現場説明書に掲げる全ての事項は本工事とし、それらにかかる工事費、維持管理費検査費及び諸経費は全て請負金額内の範囲として適用する。
- 本工事は一般に本要項及び特記仕様書、各図面によるものであるが、明記されなくとも工事施工上当然必要なもの及び諸法規に規定するもので請負金額内で施工するものとする。
- 22) 承諾 a. 事後処理については、一切認めない。
- 承諾願いは、予め承諾の内容を明確にするものとし、仕様書または図面に準じている等、明確に申し出て提出するものとし、もし、故意に不正をしたことが明らかになった場合は、承諾後といえども無効とする。
- b. 承諾事項については、工事期間の中間迄にすべて承諾手続きを受ける事。
- 承諾図書の関係図書はすべてA4左綴じとして提出する事。
- 23) 設計変更 設計内訳、数量に基づき設計書単価でおこなう。
- 24) 本工事の設計時期 本工事設計書は令和7年6月時点での建築工事積算基準及び労務単価等に基づいて設計額を作成している。
- 25) 下請業者の地元企業優先活用
- 請負業者は、下請契約の相手方を市内企業(主たる営業所を名護市内に有する者)から選定するように努めなければならない。ただし、これにより難しいときは、市内企業に代わり北部地域企業、県内企業の順に優先し選定するように努めなければならない。
- 26) 残土処理について 工事で発生した残土については、監督員と打合せを行い、残土処理場所の決定を行うものとする。
- 27) 車両の乗り入れ口について
- 大型車両の乗り入れにより道等が破損した場合は、請負者の責任で修繕を行うものとする。
- 28) 県産品の使用について
- 本工事に使用する資材等は、県内で生産又は製造される資材等で、規格、品質、価格などで適正である場合はこれを優先して使用するものとする。
- 29) 雨天時の品質低下に繋がる工事施工について
- 雨天時の品質低下に繋がる工事施工は原則禁止とする。
- (コンクリート打設、屋上防水、外壁仕上げなど)なお、特別な理由により施工を検討する場合は、気象状況による品質低下に繋がらない根拠を示せる施工計画書をあらかじめ作成し監督員と協議すること。
- また、施工中の養生方法や施工後の瑕疵に留意すること。

30) 完成図について

種類	A1版観音開き	縮小版(A3版)
全図面	2部	2部
CADデータ(全図面)	・電子媒体(CD-R等)で提出(Jw形式)	

- 31) その他
- a. 本工事は、関連する工事または委託業務の契約締結に遅れが生じた場合、工事または業務の一時中止を行うことがあります。
 - b. 工期Tについては13.4ヶ月にて積算すること。
工期の算定に当たっては、休日(土日)、降雨日、台風等を考慮した作業不能日を見込んでいる。